

第2条中「法第7条第1項」を「法第41条」に、「別記第1号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条を第6条とする。

第1条の次に次の4条を加える。

(鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可の申請)

第2条 法第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可の申請は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可申請書(別記第1号様式)により行うものとする。

2 法第9条第8項の規定による従事者証の交付の申請は、従事者証交付申請書(別記第2号様式)により行うものとする。

(鳥獣飼養登録の申請等)

第3条 法第19条第2項の規定による鳥獣飼養登録の申請は、鳥獣飼養登録申請書(別記第3号様式)により行うものとする。

2 法第19条第5項の規定により、鳥獣飼養登録の有効期間を更新しようとするときは、当該登録の有効期間満了の日の20日前までに、鳥獣飼養登録有効期間更新申請書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

3 法第20条第3項の規定による鳥獣を譲受け又は引受けをした旨の届出は、鳥獣譲受け等届(別記第5号様式)により行うものとする。

(特別保護地区内における行為の許可の申請)

第4条 法第29条第7項の規定による特別保護地区内における行為の許可の申請は、特別保護地区内における行為許可申請書(別記第6号様式)により行うものとする。

(損失補償の請求)

第5条 法第32条第2項の規定による損失補償の請求は、損失補償請求書(別記第7号様式)及び損失額算定書(別記第8号様式)により行うものとする。

第9条第1項中「法第8条ノ2第1項」を「法第46条第1項若しくは法第61条第4項」に、「省令第31条第1項若しくは第2項」を「省令第7条第10項若しくは第11項並びに省令第20条第5項」に、「別記第11号様式」を「別記第13号様式」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 省令第7条第12項若しくは第13項、省令第20条第6項、省令第50条又は省令第65条第10項の規定による亡失、滅失、汚損又は破損の届出は、狩猟免状等亡失等届(別記第14号様式)により行うものとする。

第10条第1項中「法第4条第1項」を「法第39条第1項」に、「法第8条ノ3第2項」を「法第55条第1項」に改め、同条第2項中「法第6条第2号又は第3号」を「法第40条第2号から第4号まで」に改める。

第11条中「省令第33条」を「法第9条第9項、法第19条第6項、法第46条第2項又は法第61条第5項」に、「別記第12号様式」を「別記第14号様式」に改める。

第12条第1項中「法第20条ノ5」を「法第78条」に改める。

第13条中「法第1条ノ3第5項及び第1条ノ5第6項(法第1条ノ6第2項、第8条ノ3第9項及び第8条ノ8第4項)」を「法第7条第4項(法第12条第5項及び法第14条第3項において準用する場合を含む。)及び法第28条第6項」に改める。

別記第1号様式から別記第5号様式までを次のように改める。